

## 第4編 鳥取県砂利採取事務取扱要綱

# 鳥取県砂利採取事務取扱要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号。以下「政令」という。）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。以下「登録省令」という。）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令、建設省令第1号。以下「認可省令」という。）並びに鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号。以下「条例」という。）及び鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、登録省令、認可省令、条例及び規則の例による。

### (砂利採取業の定義)

第3条 砂利を採取する者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、砂利採取業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、砂利の採取を事業目的とし、かつ、当該砂利の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該砂利の採取に係る砂利を販売し、又は他の場所において使用していること。

## 第2章 業者登録

### (業者登録の申請)

第4条 法第4条第1項の規定に基づく業者登録の申請は、知事又は、住所地又は主たる事務所の所在地において、次の表の住所地又は所在地の区分に従い、それぞれ同表の所管総合事務所長等の欄に定める総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）に、登録省令様式第1の砂利採取業者登録申請書を提出して行うものとする。

住所地又は所在地	所管総合事務所長等
鳥取市及び岩美郡	鳥取県土整備事務所長
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所長
米子市及び境港市並びに西伯郡	西部総合事務所長
八頭郡	八頭県土整備事務所長
日野郡	西部総合事務所 日野振興センター所長

2 前項の規定に基づき砂利採取業者登録申請書の提出を受けた総合事務所長等は、当該申請書の形式的な事項について審査し、速やかに知事に進達するものとする。

3 登録省令第2条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

- (1) 登録省令第2条第2項第1号 誓約書（申請者用）（要綱様式第1号）
- (2) 登録省令第2条第2項第2号 登録省令様式第11の写し又は登録省令様式第13の写し
- (3) 登録省令第2条第2項第3号 誓約書（業務主任者用）（要綱様式第2号）
- (4) 登録省令第2条第2項第4号 業務主任者雇用証明書（要綱様式第3号）若しくは雇用契約書の写し及び住民票（県内居住者は不要）

(5) 登録省令第2条第2項第5号 当該申請に係る法人の登記事項証明書

(6) 登録省令第2条第2項第6号 申請者（法人である場合には、業務を行う役員）、業務主任者の生年月日及び性別を証する書面

（砂利採取業者の登録）

第5条 知事は、法第3条の登録の申請に基づき登録を行ったときは、当該申請に係る砂利採取業者に砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を交付するとともに、砂利採取業者登録簿（要綱様式第5号）に登載するものとする。

（事業の承継）

第6条 法第8条第1項の事業の承継の届出は、登録省令様式第3の砂利採取業承継届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 登録省令第4条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

(1) 登録省令第4条第2項第1号 登録省令様式第4の2及び事業の全部譲渡契約書の写し

(2) 登録省令第4条第2項第2号 登録省令様式第5及び戸籍謄本

(3) 登録省令第4条第2項第3号 登録省令様式第6及び戸籍謄本

(4) 登録省令第4条第2項第4号 法人の登記事項証明書

(5) 登録省令第4条第2項第5号 登録省令様式第6の2、事業の全部承継契約書の写し及び法人の登記事項証明書

(6) 登録省令第4条第2項第6号 誓約書（承継人用）（要綱様式第6号）

(7) 登録省令第4条第2項第7号 承継者（法人である場合には、業務を行う役員）の生年月日及び性別を証する書面

（登録事項の変更の届出）

第7条 法第9条第1項の規定に基づく業者登録の変更の届出は、登録省令様式第7の登録事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 登録省令第5条第2項の書類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該号に定めるとおりとする。

(1) 当該変更が法人の業務を行う役員に係るものであるとき。誓約書（役員変更用）（要綱様式第7号）及び第2条第2項第6号に掲げる書面（当該変更に係るものに限る）

(2) 当該変更が業務主任者の変更又は事務所の新設に係るものであるとき。第4条第3項第2号から第4号まで及び第6号（当該変更に係るものに限る）に掲げる書類（業者登録の廃止）

第8条 法第10条の規定に基づく業者登録の廃止の届出は、登録省令様式第8の砂利採取業廃止届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第4条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 砂利採取業者は、第1項の規定に基づき砂利採取業廃止届出書を提出するときは、砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を返納するものとする。

（合格証等の再交付）

第8条の2 登録省令第14条の規定に基づく砂利採取業務主任者合格証又は認定証の再交付の申請は、要綱様式第15号の再交付申請書を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 砂利採取業者登録証の再交付の申請は、砂利採取業者登録証再交付申請書（要綱様式

第16号)を知事又は最寄りの総合事務所長等に提出して行うものとする。

第3章 採取認可

(採取認可の申請)

第9条 法第18条第1項の規定に基づく採取計画の認可の申請は、当該申請に係る採取場の所在地において、第4条第1項の表の採取場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に、規則様式第1号の採取計画認可申請書を提出して行うものとする。

2. 前項の申請には、規則様式第4号から第8号までを添付するとともに、次の表の様式の区分に従い、それぞれ同表の添付書類の欄に定める書類を添付するものとする。

様 式	添 付 書 類
1 規則様式第1号 (採取計画認可申請書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂利採取場に係る土地の位置図</li> <li>(2) 砂利採取場及びその周辺の見取図</li> <li>(3) 砂利採取場に係る土地の実測平面図</li> <li>(4) 砂利採取場に係る土地の実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの</li> <li>(5) 砂利採取場に係る土地の実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの</li> <li>(6) 砂利採取場に係る丈量図</li> <li>(7) 砂利採取場に係る公図</li> <li>(8) 砂利採取場の現況を撮影した写真</li> <li>(9) 砂利採取業者登録証(要綱様式第4号)の写し</li> <li>(10) 土地関係調書(要綱様式第8号)</li> <li>(11) 砂利採取場に係る土地の登記事項証明書</li> <li>(12) 砂利採取場の区域に隣接する土地の登記事項要約書</li> <li>(13) 砂利採取場に係る土地において砂利採取が行える旨を内容とする土地所有者その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等との契約書又は同意書の写し、及び砂利採取場に係る土地の売買予約契約書の写しその他当該土地について砂利採取が行える権利を取得する見込みがあることを証する書類</li> <li>(14) 砂利採取場の区域に隣接する土地の所有者が、隣接において砂利採取業がなされることを同意したことを示す書面</li> <li>(15) 地元公共団体等との協議等が必要なときは、その協議において異議がなかったことを証する書類</li> <li>(16) 関係法令調書(要綱様式第9号)</li> <li>(17) 砂利採取に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分が必要なときは、当該処分を行った行政庁が発行した証明書若しくは許可書、認可書、証明書、許可通知書等の写し又は当該他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写し</li> </ul>
2 規則様式第4号 (砂利採取施工計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂利採取場の計画見取図(採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの)</li> <li>(2) 掘削後の土地の計画平面図(採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの)</li> <li>(3) 1の(4)及び(5)の書類(採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの)</li> <li>(4) 砂利採取場の代表的な断面に計画を記載したもの(採取が段階をおって行われるときは段階ごとのもの)</li> <li>(5) 選別・洗浄に係る機械設備の配置を示したもの</li> </ul>
3 規則様式第5号 (掘削作業計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 砂利の賦存の状況を示す書類</li> <li>(2) 掘削、埋戻しの土量計算書</li> <li>(3) 隣接地の利用状況及び砂利採取場と隣接地との関係を明らかにする図面</li> <li>(4) 進入防止施設、飛砂防止施設の構造を示した図面</li> <li>(5) 管理・監督を行う業務主任者の合格証等(登録省令様式)</li> </ul>

	式第11又は登録省令様式第13)の写し (6) 災害発生時の連絡系統図
4 規則様式第6号 (汚濁水等処理計画)	(1) 排水系統図 (2) 水理計算書 (3) 排水施設、土留め施設等の構造図 (4) 汚泥の堆積場所を明らかにする図面 (5) 排水先水路の管理者の同意書
5 規則様式第7号 (採取跡地埋戻計画)	(1) 埋戻保証書 (2) 埋戻し土砂等が確保されていることを示す書面 (3) 土砂等が産業廃棄物関係法令に適合することの確認を受けたことを証する書類及び確認を受けるために提出した書面 (4) 他の砂利採取場の位置図及び写真等 (5) 他の砂利採取場の認可指令書 (6) 埋戻しの施工に係る計画横断面図
6 規則様式第8号 (砂利運搬計画)	(1) 水切りの施設等の設置場所を明らかにする図面 (2) 砂利採取場から国道又は県道に至るまでの経路を示した図面 (3) 洗車場の構造図 (4) 採取場への搬入出において、道路法上の道路以外を使用する場合、その道路管理者の同意書

3 総合事務所長等は、法第16条又は法第20条第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、その内容を知事、採取計画の認可申請時に通報を行った市町村長及び鳥取県公安委員会に通報するものとする。

(採取計画認可台帳)

第10条 総合事務所長等は、法第16条又は法第20条第1項の規定に基づき認可又は不認可の処分を行ったときは、採取計画認可台帳(要綱様式第10号)に登載するものとする。

(認可計画の変更)

第11条 法第20条第1項の規定に基づく認可計画の変更の認可の申請は、規則様式第2号の認可計画変更認可申請書を提出して行うものとする。

2 法第20条第2項の規定に基づく認可計画の軽微な変更の届出は、規則様式第2号の2の認可計画軽微変更届を提出して行うものとする。

3 法第20条第3項の規定に基づく変更の届出は、認可省令様式第3の氏名等変更届書を提出して行うものとする。

4 第2項の規定に基づき変更届を提出しようとする砂利採取業者等は、あらかじめ、当該届出に係る砂利採取場を所管する総合事務所長等と協議を行わなければならない。

5 第1項の申請又は第2項若しくは第3項の届出は、第4条第1項の規定を準用する。

6 第1項の申請又は第2項若しくは第3項の届出には、当該変更により変更が必要な書類を添付するものとする。

第12条 砂利採取業者が行う認可計画の変更が、次に掲げる場合に該当するときは、新たな採取認可の申請として取り扱うものとする。なお、採取の期間の延長に係る認可計画の変更において、延長した後の当該認可計画の採取の期間は、3年を限度とするものとする。

(1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長である場合

ア 当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。

イ 当該採取の期間の延長が、砂利採取業者が採取期間において当初予定していた砂利の販売が、当初想定していなかった事由によりできなくなり、かつ、当該採取の

期間内に予定している砂利の保管等が困難であると合理的に認められるものでないとき。

なお、当該認可計画の変更が合理的なものと認められる場合にあっては、砂利採取業者は当初の採取認可の申請時において予定していなかった採取した砂利の保管場所の確保を行うこととなるが、当該変更の事由が生じたときに速やかに採取した砂利の保管場所を確保することにより、延長期間を必要最小限とするとともに、当該期間内に埋戻しを完了すること。

(2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外である場合

当該変更が行われることにより、採取の方法、災害防止施設等が一新されるとき。

(砂利採取の廃止)

第13条 法第24条の規定に基づく砂利採取の廃止は、認可省令様式第4の砂利採取廃止届書を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、第9条第1項の規定を準用する。

(砂利採取の協議)

第14条 国又は地方公共団体が法第43条の規定に基づき行う砂利採取の協議は、当該国又は地方公共団体が行う砂利採取（以下「公共採取」という。）が砂利の採取を主目的としない公共工事に伴うものであるときは、第4条第1項の表の砂利採取場の所在地の区分に従い、それぞれの総合事務所長等に砂利採取計画協議書（要綱様式第11号）を提出して行い、公共採取が砂利の採取を主目的とする公共事業に伴うものであるときは、第9条の規定を準用して砂利の採取の協議の手続を行うものとする。

2 前項の協議には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 採取位置を示した位置図

(2) 工事内容を示した現況平面図に計画を記載したもの

(3) 工事内容を示した現況縦断面図に計画を記載したもの

(4) 工事内容を示した現況横断面図に計画を記載したもの

(5) 工事内容を示した標準横断面図

(6) 砂利の搬出先までの経路を示した図面

(7) 工事予定工程表

3 協議が成立した公共採取に係る採取計画の変更又は砂利採取の休止若しくは廃止については、第12条第1項、第5項及び第6項又は前条の規定を準用する。

(申請書等作成要領)

第15条 前章及びこの章に定める申請書及び届出書等に係る書類の記入の方法等については、申請書等作成要領（別表第1）において定めるところによる。

第4章 認可計画不遵守等に対する指導監督

(業務に関する報告)

第16条 法第33条の業務に関する報告は、規則様式第3号の業務状況報告書を当該認可を行った総合事務所長等に提出して行うものとする。

2 前項の報告には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 採取実績を明らかにする書類

(2) 採取認可の申請時に提出した砂利採取施工計画（規則様式第4号）その2に実績を記載したもの

(3) 採取認可の申請時に提出した平面図、縦断面図及び横断面図に報告時点の施工状況を示したもの

(立入検査等)

第17条 総合事務所長等は、条例第10条第2項から第5項の規定に基づき、職員に立入検

査を行わせるほか、職員に定期的に砂利採取場へ立ち入らせ、認可計画が遵守されているか確認を行わせるものとする。

- 2 前項の規定により砂利採取場に立ち入り、確認を行った職員は、砂利採取場現地調査報告書（要綱様式第12号）により、総合事務所長等に報告するものとする。

（措置命令）

第18条 総合事務所長等は、法第23条第2項の命令（以下「措置命令」という。）を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与するため、砂利採取業を行う者に対し、弁明書を提出する期限を付して、弁明通知書（要綱様式第13号）により、通知するものとする。

- 2 総合事務所長等は、前項の弁明通知書に対応して弁明書が提出されたときは、当該弁明書の内容を勘案した上で、措置命令書（要綱様式第14号）により、措置命令を行うものとする。ただし、前項に定める期限までに弁明書が提出されないときは、この限りでない。

- 3 総合事務所長等が行う措置命令は、認可計画に違反した事実を是正し、当該違反の再発を防止するために当該違反をした砂利採取業を行う者（以下「違反者」という。）が行うべき措置及びその内容を具体的に明示するとともに、当該措置命令が違反者に到達した日の翌日から起算して2日以内に当該措置に着手し、その内容に応じ合理的に必要とされる期間として当該措置命令において明示した期間内にこれを完了すべきことを内容とするものとする。

- 4 総合事務所長等は、措置命令を行った後は、随時、当該措置命令の履行状況を確認するものとする。

（措置命令不遵守への対応）

第19条 知事は、違反者が、当該措置命令に従って必要な措置に着手せず、又は当該命令の履行期限までにこれを完了しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき戒告を行い、期限までにその義務を履行しない場合は、同条第2項の規定による通知を行った上で、代執行を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき代執行を行ったときは、当該違反者に対して、法第34条の4第1項の規定に基づく聴聞を行い、当該聴聞での違反者の主張も勘案した上で、法第26条の規定による認可計画の認可の取消し又は6箇月以内の砂利の採取の停止（以下「認可取消等」という。）を行うものとする。

- 3 知事は、前項の規定に基づき認可取消等を行おうとするときは、法第12条の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は6箇月以内の砂利採取業者の事業の停止（以下「登録取消等」という。）も併せて検討するものとする。

- 4 知事は、違反者に対して認可取消等又は登録取消等を行うときは、刑事告発を検討するものとする。

- 5 認可取消等若しくは登録取消等又は刑事告発は、違反者の違反の程度を勘案し、違反者処分基準（別表第2）に従い行うものとする。

（災害防止のための対応）

第20条 総合事務所長等は、砂利採取に伴う災害を防止するため必要と認めるときは、当該砂利採取に係る砂利採取業者に対し、速やかに、法第22条の規定に基づき認可計画の変更を命じ、法第23条第1項の規定に基づき災害の防止のために緊急に必要な措置を命じるものとする。

（命令の報告等）

第21条 総合事務所長等は、第18条又は前条の規定に基づき通知、命令等を行ったときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

- 2 知事は、第19条の規定に基づき取消等の措置を行ったときは、総合事務所長等に通知

するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 鳥取県砂利採取法事務取扱要綱（昭和49年7月1日付発河第46号土木部長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。



別表第1（第15条関係）

申請書等作成要領

第1 砂利採取業者登録

1 砂利採取業者登録申請（登録省令様式第1）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

18,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

業務を行う役員については、法人の登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）すべてを記入すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第2条第2項各号の書類を作成して添付すること。

2 砂利採取業承継届（登録省令様式第3）

(1) 届書の作成

この届書は、砂利採取業者が、事業の全部を譲り受け、又は砂利採取の事業の相続若しくは砂利採取業者との合併により、砂利採取業者の地位の承継をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第4条第2項各号の書類を作成して添付すること。

3 登録事項変更届（登録省令様式第7）

(1) 届書の作成

法第4条第1項各号の事項について変更が生じたときに提出すること。

(2) 添付書類の作成

登録省令第5条第2項の書類を作成して添付すること。

4 砂利採取業廃止届（登録省令様式第8）

(1) 届書の作成

砂利採取業を廃止をしたときに作成して提出すること。

(2) 添付書類の作成

砂利採取業者登録証（要綱様式第4号）を添付すること。

5 再交付申請（要綱様式第15号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

2,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

写真（手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。

6 砂利採取業登録証再交付申請（要綱様式第16号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

4,500円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 添付書類

当該申請に係る法人の登記事項証明書を添付すること。

第2 計画認可

1 採取計画認可申請（規則様式第1号）

(1) 申請書の作成

ア 手数料

37,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）

イ 記載に当たっての留意事項

砂利採取の認可を受けようとするときに提出すること。砂利採取の認可の申請は、砂利採取を始めようとする日の2月以上前に行うことが望ましい。

- (2) 添付書類及び添付図面等  
第9条の表に定める書類及び添付図面等を添付すること。
  - 2 砂利採取施工計画（規則様式第4号）
    - (1) 計画の作成  
規則様式第4号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面  
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
  - 3 掘削作業計画（規則様式第5号）
    - (1) 計画の作成  
規則様式第5号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面  
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
  - 4 汚濁水等処理計画（規則様式第6号）
    - (1) 計画の作成  
規則様式第6号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面  
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
  - 5 採取跡地理戻計画（規則様式第7号）
    - (1) 計画の作成  
規則様式第7号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面等  
第9条の表に定める書類及び図面等を添付すること。
  - 6 砂利運搬計画（規則様式第8号）
    - (1) 計画の作成  
規則様式第8号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面  
第9条の表に定める書類及び図面を添付すること。
  - 7 認可計画変更認可申請書（規則様式第2号）
    - (1) 申請書の作成  
17,000円（4連符式納付書の納付済証を申請書に貼付）  
ア 記載に当たっての留意事項  
規則様式第2号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面等  
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
  - 8 認可計画軽微変更届（規則様式第2号の2）
    - (1) 届出書の作成  
規則様式第2号の2に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面等  
当該変更により変更が必要な書類及び図面等を添付すること。
  - 9 砂利採取計画協議（要綱様式第11号）
    - (1) 協議書の作成  
要綱様式第11号に記入すること。
    - (2) 添付書類及び添付図面等  
第14条第2項に定める書類及び図面等を添付すること。
- 第3 業務状況報告等
- 1 氏名等変更届（認可省令様式第3）
    - (1) 届書の作成  
認可省令様式第3に記入すること。
  - 2 砂利採取廃止届（認可省令様式第4）
    - (1) 届書の作成  
認可省令様式第4に記入すること。
    - (2) 添付書類等

- 廃止後の現況写真を添付すること。
- 3 業務状況報告（規則様式第3号）
- (1) 報告書の作成  
規則様式第3号に記入すること。
  - (2) 添付書類等  
掘削状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦断面図等）等を添付すること。

別表第2 (第19条関係)

違 反 者 処 分 基 準

違 反 条 項	砂利採取場の状況	措 置 基 準				
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置	
1 法第3条違反(無登録採取)		砂利採取場の状況 災害が発生する恐れがない。又は少ない。	警告措置命令 (法第23条第2項)	刑事告発		
		現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	警告措置命令 (法第23条第2項)	刑事告発		
2 法第12条(登録の取消し等)の規定に該当する者						
(1) 第1項第1号に該当する者 (法第6条第1項第1号、第3号から第5号 法第6条第7号のいずれか) に該当することとなった者			事業の全部又は一部停止 命令(6箇月) (法第12条第1項)	登録の取消し (法第12条第1項)		
(2) 第1項第2号に該当する者 (法第6条第1項第6号の業務主任者を2週 間を超えて置いていない者)			事業の全部又は一部停止 命令(1箇月) (法第12条第1項)	事業の全部又は一部停 止命令(6箇月) (法第12条第1項)	登録の取消し (法第12条第1項)	
(3) 第1項第3号に該当する者 (法第9条第1項の登録事項の変更届出をせ ず、又は虚偽の届出をした者)			事業の全部又は一部停止 命令(1箇月) (法第12条第1項)	事業の全部又は一部停 止命令(6箇月) (法第12条第1項)	登録の取消し (法第12条第1項)	
(4) 第1項第4号に該当する者 (法第16条の認可を受けずに採取を行った 者)		災害が発生する恐れがない。又は少ない。	措置命令 (法第23条第2項)	事業の全部又は一部停 止命令(6箇月) (法第12条第1項)	登録の取消し (法第12条第1項) 刑事告発	
		現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	措置命令 (法第23条第2項) 事業の全部又は一部停止 命令(6箇月) (法第12条第1項)	登録の取消し (法第12条第1項) 刑事告発		
(5) 第1項第5号に該当する者 (法第26条の認可の取消しを受けた者)			登録の取消し (法第12条第1項) 刑事告発			
(6) 第1項第6号に該当する者 (不正の手段により法第3条の登録を受けた 者)			登録の取消し (法第12条第1項) 刑事告発			
3 法第26条(認可の取消し等)の規定に該当する者						
(1) 第1号に該当する者 (法第21条の遵守義務に違反した者)		軽微な違反 ・災害が発生する恐れがない。又は少ない。	指導監督・改善計画 (条例第8条第1項)	措置命令 (法第23条第2項)	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止 命令(1~3箇月) (法第26条)	認可の取消し (法第26条)
		・災害の発生する恐れはないが、重大な違反がある。	措置命令 (法第23条第2項)	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止 命令(1~6箇月) (法第26条)	認可の取消し (法第26条)	
		・現に災害が発生し、又は発生する恐れがある。	措置命令 (法第23条第2項)	その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止 命令(1~6箇月) (法第26条)	認可の取消し (法第26条)	

違反条項	砂利採取場の状況	措置基準			
		一次措置	二次措置	三次措置	四次措置
(2) 第2号に該当する者 ア 法第22条の認可採取計画の変更命令又は法第23条第1項の緊急措置命令に違反した者		その認可に係る砂利採取場の砂利の採取停止命令(1~6箇月)(法第26条)	認可の取消し(法第26条)		
イ 法第23条第1項の緊急措置命令又は採取停止命令に違反した者		認可の取消し(法第26条)			
(3) 第3号に該当する者 (法第31条の認可の条件に違反した者)		指導	その認可に係る砂利採取場の採取停止命令(1~6箇月)(法第26条)	認可の取消し(法第26条)	
(4) 第4号に該当する者 (不正の手段により法第16条の認可を受けた者)		認可の取消し(法第26条)			
4. 法第9条第1項(変更の認可等)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		指導	再指導	刑事告発	
5. 法第32条(帳簿の記載)の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者					
6. 法第33条(報告の徴収)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者					
7. 法第34条第2項又は第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者					
8. 法第8条第2項(承継)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		指導	再指導	過料の申立	
9. 法第10条(廃止の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
10. 法第20条第3項(氏名等変更届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
11. 法第24条(廃止の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者					
12. 法第29条(標識の掲示)の規定に違反した者					

注) 1 本表により措置を行うときは、措置基準欄の一次措置から行うものとし、違反者がこれに従わない場合は二次措置以降の措置を行う。

ただし、重大な災害を生じさせた者又は悪質な違反者については、この限りでない。

2 複数の条項に該当する場合は、より重い措置基準に従い措置を行う。

要綱様式第1号（第4条関係）

誓約書（申請者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

登録申請者名 印  
（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第2号（第4条関係）

誓約書（業務主任者用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

業務主任者名

印

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 業務主任者名は登録を受けようとする事務所に置く業務主任者の氏名を記載すること。

業務主任者雇用証明書

下記の者は、（登録申請者名）が雇用している者であることを証明します。

年 月 日

住所

登録申請者名 印  
（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）

鳥取県知事 様

記

業務主任者名	従事する事務所名	生 年 月 日	合格証又は認定証の番号	区 分	
				代表者	
		年 月 日	合格・認定 第 号	代表者	
				役員	
				従業員	
		年 月 日	合格・認定 第 号	代表者	
				役員	
				従業員	
		年 月 日	合格・認定 第 号	代表者	
				役員	
				従業員	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は登録申請する日とすること。
- 4 登録申請者名については、申請者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。
- 5 この様式に代えて雇用契約書を添付してもよい。



# 砂利採取業者登録証

鳥取県砂利登録第 号

名 称

代 表 者 名

事務所所在地

年 月 日付で申請の砂利採取業に  
ついては、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第  
3条の規定により登録する。

年 月 日

鳥取県知事

砂 利 採 取 業 者 登 録 簿

登 録 番 号	登 録 年 月 日	氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	所 在 地
第 号	年 月 日	事 務 所 の 所 在 地 等		業 務 主 任 者 の 氏 名 及 び 合 格 証 番 号
		称		
事		設置年月日	電話番号	
務		設置年月日	電話番号	
所		設置年月日	電話番号	
		役 職 名	連 絡 先	備 考
業 務 を 行 う 役 員				
交 更 届 出		届 出 事 項	届 出 内 容	備 考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

要綱様式第6号（第6条関係）

誓約書（承継人用）

私は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

年 月 日

住所

承継人名 印  
（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

鳥取県知事

様

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 承継人名は、承継人の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名を記載すること。

要綱様式第7号(第7条関係)

誓約書(役員変更用)

下記の役員は、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と異なるときは、登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住所

変更登録届出者名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

鳥取県知事 様

役職名	役員の名	役員が行う業務

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 日付は届出する日とすること。
- 4 変更に係る役員の名、氏名、業務の内容を記載すること。

土 地 関 係 調 査 書

番号	地目	現況地目	公簿面積	実測面積	所在地	所有者氏名	所有または同意の別	区域内・隣接地の別	売買予約の有無	同意の有無	土地に設定されている権利等	登記事項証明書の確認
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					有・無	有・無		

要綱様式第9号(第9条関係)

関係法令調査書

番号	関係法令	適用の有無	必要な許可等の内容	処分の内容または処分を受ける見込み等	所管課(関係課)	許可日申請日	許可可期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無					
4	河川法	有・無					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無					
9	公有水面埋立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無					
12	大気汚染防止法	有・無					
13	水質汚濁防止法	有・無					
14	騒音規制法	有・無					
15	土壌汚染対策法	有・無					
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無					
17	鳥取県景観形成条例	有・無					
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無					

採 取 計 画 認 可 台 帳 整理番号

作成年月日 年 月 日

採取場	名称:	所在地:	電話
事務所	名称:	所在地:	電話
申請者	氏名(名称):	住所:	電話
業務主任者	氏名:	住所:	電話
認可番号	氏名:	住所:	電話
認可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認可期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日
採取面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
掘削区域	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
砂利の種類			
採取砂利量			
採取方法			
主な認可条件			
変更認可	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更事項			

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

年 月 日

砂 利 採 取 計 画 協 議 書

職氏名 様

住所  
協議者  
氏名

印

砂利採取法第43条の規定により、次のとおり砂利採取計画の協議をします。

1 工事の区域	工事名		
	工事場所		
	区域面積		
	発注側 担当者		
	施工側 担当者		
2 採取をする砂利 の種類及び数量	種類	数量	
3 採取の期間	工事期間		
4 採取砂利の用途	用途		
	工事名		
	工事場所		
	工事期間		
	発注側 担当者		
5 砂利の採取の方 法及び採取のため の設備その他の施 設に関する事項	工事計画	別添図面のとおり	
	設計にあたり 参考にした基準		
6 砂利の採取に伴 う災害の防止のため の方法及び施設 に関する事項	施工にあたり 遵守する基準		
7 採取をした砂利 の水切りの方法及 び設備その他の施 設に関する事項	施工にあたり 遵守する基準		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。



局長	副局長	課長	課長補佐 主幹	係長 副主幹	合議	主査
日時				場所		
確認者				対応者		
確認項目				調査結果	不適の場合その内容	
1 掘削状況						
区域外で採取していないか				適・不適		
掘削勾配は計画どおりか				適・不適		
小段幅は計画どおりか				適・不適		
掘削面は安全か(崩壊等)				適・不適		
掘削斜面に異常がある場合の措置				適・不適		
2 排水路管理						
汚濁水が流出していないか				適・不適		
排水施設が管理され機能しているか				適・不適		
3 埋戻し状況						
計画に従った埋戻しがされているか				適・不適		
透水層が適切に開削されているか				適・不適		
4 第三者への危険防止						
採取場への進入防止柵の設置				適・不適		
公道等を汚損していないか				適・不適		
5 その他						
業務主任者の管理監督は適切か				適・不適		
【特記事項】						
-----						
-----						
-----						
-----						
-----						
-----						

備考

- 1 調査した項目についてその適・不適を丸等で囲み不適の場合はその内容を記載すること。
- 2 確認する必要がない項目については、二重線で削除すること。
- 3 特記事項の欄には、業者へ指示した事項等を記載すること。
- 4 必要に応じて、採取場の状況を明らかにする写真等を添付すること。
- 5 この様式に準じた任意の様式に代えることができる。

弁 明 通 知 書

（ 番 号 ）

様

あなたは、予定されている下記の不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明を行うことができますので、同法第30条の規定により通知します。

年 月 日

（ 職 氏 名 ） ㊟

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根拠となる法令の条項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 ( )
備 考	

要綱様式第14号（第18条関係）

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令 第 号で認可した砂利採取計画については、（ 年 月 日の現地調査の結果、）砂利採取法（昭和43年法律第74号）第21条の規定に違反して砂利の採取が行われていることが確認された。

については、砂利の採取に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずる必要があるため、砂利採取法第23条第2項の規定に基づき、下記のとおり措置するよう命ずる。

年 月 日

（ 職 氏 名 ） ㊟

記

（以下命令内容）

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 砂利採取場現地調査報告書等現地調査を行った結果を明らかにする書面を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

## 再 交 付 申 請 書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所  
氏 名 印

砂利採取業務主任者合格証・認定証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第1項の規定により申請します。

生年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

（×印の項は、記載しないこと）

## 砂利採取業者登録証再交付申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあつては、  
その代表者の氏名

印

砂利採取業者登録証の再交付を受けたいので、鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第2項の規定により申請します。

登録年月日	
理 由	

（備 考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

## 第5編 各種様式集

# 1 砂利採取業者の登録等に関する規則様式集

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業者登録申請書

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名

印

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- 3 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂 利 採 取 業 承 継 届 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
(ふりがな)  
 氏 名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の(ふりがな)氏 名

印

砂利採取法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称 <small>(ふりがな)</small>	
	法人にあっては その代表者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	
	住 所	
	法第3条の登録を受けた 年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	
承継者に 関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務主任者の氏名 <small>(ふりがな)</small>	

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業者事業譲渡証明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

譲り渡した者 <sup>(ふりがな)</sup>氏名又は名称及び  
法人にあっては、<sup>(ふりがな)</sup>その代表者の氏名  
住所 印

譲り受けた者 <sup>(ふりがな)</sup>氏名又は名称及び  
法人にあっては、<sup>(ふりがな)</sup>その代表者の氏名  
住所 印

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

2 譲渡しの年月日

### (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業者相続同意証明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

証明者氏名<sup>(ふりがな)</sup>

印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名<sup>(ふりがな)</sup>及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名<sup>(ふりがな)</sup>及び住所
- 5 相続開始の年月日

### (備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者氏名<sup>(ふりがな)</sup>の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人<sup>(ふりがな)</sup>全員が記名押印すること。
- 4 氏名<sup>(ふりがな)</sup>の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業者相続証明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

証明者氏名<sup>(ふりがな)</sup>

印

住 所

証明者氏名<sup>(ふりがな)</sup>

印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名<sup>(ふりがな)</sup>及び住所
  
- 2 登録の年月日
  
- 3 登録番号
  
- 4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏名<sup>(ふりがな)</sup>及び住所
  
- 5 相続開始の年月日

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者は、2人以上とすること。
- 4 氏名<sup>(ふりがな)</sup>の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業者事業承継証明書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

被承継者 名称及び代表者の氏名<sup>(ふりがな)</sup> 印  
住所

承継者 名称及び代表者の氏名<sup>(ふりがな)</sup> 印  
住所

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録年月日及び登録番号

2 承継の年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 登録事項変更届書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名 印

登録番号 第 号

砂利採取法第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

### 1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

### 2 変更の年月日

### 3 変更の理由

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取業廃止届書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名

印

砂利採取法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

### (備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## 2 砂利の採取計画等に関する規則様式集



×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 氏名等変更届書

平成 年 月 日

様

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

砂利採取法第20条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

### 1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

### 2 変更の理由

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

## 砂利採取廃止届書

平成 年 月 日

様

住 所

氏名又は名称及び  
法人にあっては、  
その代表者の氏名

印

登録年月日及び登録番号  
年 月 日 第

号

砂利採取法第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
- 2 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日
- 3 当該砂利採取場の状況

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 「当該砂利採取場の状況」については、土地の掘削の跡地の埋戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

## 第6編 其他参考資料

## 1 申請等に係る手数料

## 第6編 その他参考資料

### 1 申請等に係る手数料

以下の表の申請等においては、各項目の右の欄に掲げる額を4連符式納付書で納付し、納付済証を申請書等に貼付けること。

砂利採取法第3条の規定に基づく砂利採取業の登録	18,000円
砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定	8,000円
砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の実施	8,000円
砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可	37,000円
砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可	17,000円
鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第1項に基づく砂利採取業務主任者合格証又は認定証の再交付	2,000円
鳥取県砂利採取事務取扱要綱第8条の2第2項に基づく砂利採取業者登録証の再交付	4,500円

## 2 申請書等審査表

# 砂利採取業者登録申請審査表

登録申請者名

---

登録申請者の住所

---

18,000円分の4連符式納付書の納付済証が貼付されているか		<input type="checkbox"/>
登録申請書(登録省令様式第1)に必要な事項が記載されているか。		
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	法第4条第1項第1号	<input type="checkbox"/>
事務所の名称及び所在地	法第4条第1項第2号	<input type="checkbox"/>
事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名	法第4条第1項第2号	<input type="checkbox"/>
法人にあっては、その業務を行う役員の氏名	法第4条第1項第3号	<input type="checkbox"/>
申請書に下記の資料が添付され、その内容が適正であるか		
申請者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であること誓約する書面(要綱様式第1号)が添付され、内容が適正か。	省令第2条第2項第1号	<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格したもの又は認定を受けたものであることを証する書面が添付されているか。	省令第2条第2項第2号	<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が法第6条第1項第1号から第3号までに該当しない者であること誓約する書面(要綱様式第2号)が添付され内容が適正か。	省令第2条第2項第3号	<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が申請者またはその従業員であることを証する書面(要綱様式第3号又は雇用証明書)が添付され内容が適正か。	省令第2条第2項第4号	<input type="checkbox"/>
申請人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書が添付されているか。	省令第2条第2項第6号	<input type="checkbox"/>
登録の拒否要件に該当していないか。	法第6条	<input type="checkbox"/>

※補正を行わせた場合には、補正の内容、指示年月日、再提出日等を記録し、審査表に添付すること。  
 なお、補正の指示は文書で行うこと。

※審査結果が適正である場合は口の欄にチェックをし、添付が不要なものは2重線で消去すること。

## 砂利採取業承継届審査表

承継届出者氏名又は名称

---

承継届出者の住所

---

届出する様式が適正であり、必要な項目が記載されているか

当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に届出  
場合であり、登録省令様式第3が提出され、必要な事項が記  
載されているか。

省令第4条第1項

届出書に下記の資料が添付され、その内容が適正であるか

砂利採取業者の事業の全部を譲り受けて砂利採取業者の地  
位を承継した場合で、砂利採取業者事業譲渡証明書(登録省  
令様式第4の2)が添付され、内容が適正か。また、事業の全  
部の譲渡しがあつたことを証する書面が添付されているか。

省令第4条第2項第1号

砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相  
続人の全員の同意により選定された場合で、砂利採取業者相  
続同意証明書(登録省令様式第5)が添付され、内容が適正  
か。

省令第4条第2項第2号

砂利採取業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相  
続人の全員の同意により選定された場合以外で、砂利採取業  
者相続証明書(登録省令様式第6)が添付され、内容が適正  
か。

省令第4条第2項第3号

承継人の戸籍謄本が添付されているか。

省令第4条第2項第2号  
及び第3号

合併により砂利採取業の地位を承継した法人である場合にお  
いて、合併後の法人の登記事項証明書が添付されているか。

省令第4条第2項第4号

分割により砂利採取業者の地位を承継した法人にあつては、  
様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証  
する書面及びその法人の登記事項証明書

省令第4条第2項第5号

承継人が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該  
当しないことを誓約する書面(要綱様式第6号)が添付され、内  
容が適正か。

省令第4条第2項第6号

承継者(承継者が法人である場合には、その法人の業務を行  
う役員)の生年月日、性別を証する書面

省令第4条第2項第7号

承継人が登録の拒否要件に該当していない者であるか。

法第6条

※補正を行わせた場合には、補正の内容、指示年月日、再提出日等を記録し、審査表に添付すること。  
なお、補正の指示は文書で行うこと。

※審査結果が適正である場合は□の欄にチェックをし、添付が不要なものは2重線で消去すること。



## 砂利採取業者登録事項変更届審査表

変更届出者氏名又は名称

変更届出者の住所

変更の内容

登録事項変更届(登録省令様式第7)に必要な事項が記載されているか。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		<input type="checkbox"/>
変更事項の内容		<input type="checkbox"/>
変更の年月日		<input type="checkbox"/>
変更の理由		<input type="checkbox"/>

届出書に下記の資料が添付され、その内容が適正であるか

申請者が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であること誓約する書面(要綱様式第1号)が添付され、内容が適正か。		<input type="checkbox"/>
業務を行う役員が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面(要綱様式第7号)が添付され、内容が適正か。		<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格したもの又は認定を受けたものであることを証する書面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が法第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であること誓約する書面(要綱様式第2号)が添付され内容が適正か。		<input type="checkbox"/>
事務所に置く業務主任者が申請者またはその従業員であることを証する書面(要綱様式第3号又は雇用証明書)及び住民票(県内居住者は不要)が添付され内容が適正か。		<input type="checkbox"/>
申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
申請者(法人である場合は、業務を行う役員)及び業務管理者の生年月日、性別を証する書面が添付されているか。(当該変更に係るものに限る)		<input type="checkbox"/>
登録の拒否要件に該当していないか。	警察本部組織犯罪対策課に照会	<input type="checkbox"/>

※補正を行わせた場合には、補正の内容、指示年月日、再提出日等を記録し、審査表に添付すること。  
 なお、補正の指示は文書で行うこと。

※審査結果が適正である場合は□の欄にチェックをし、添付が不要なものは2重線で消去すること。

砂利採取計画認可申請書審査表

砂利採取場の所在地 \_\_\_\_\_

砂利の種類 \_\_\_\_\_ 採取場の面積 \_\_\_\_\_ r採取数量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

認可期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (認可の日から 年)

1. 申請書、添付書類の内容

			備考
<b>採取計画認可申請書(規則様式第1号)</b>			
申請者の住所、氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、登録年月日及び登録番号が記載されているか。		<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の所在地が記載され、図面等により確認できるか。		<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の面積が記載され、面積計算書等と一致しているか。		<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の区域に河川、道路等の敷地は含まれていないか。		<input type="checkbox"/>	
その土地で他に砂利採取業を行っている者がいないか。		<input type="checkbox"/>	
採取をする砂利の種類及び数量が記載され、適正であるか。(数量にあつては採取期間内に採取するに妥当な数量であるか。)		<input type="checkbox"/>	
採取の期間が記載され、適正であるか。(規則で定められたものであるか。)		<input type="checkbox"/>	
新規、継続採石場の別	新規	・	継続
直前の認可における命令、指導の有無	命令	有	無
	指導	有	無
申請日から2年以内の命令の有無	有	・	無
<b>規則様式第1号の添付書類</b>			
位置図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
見取図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
実測平面図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
実測平面図に採取計画を記載した図面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
標準断面図に採取計画を記載したものが添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
計画横断面図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
計画縦断面図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
丈量図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
公図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
現況写真が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
砂利採取業者登録証の写しが添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>土地関係調書(要綱様式第8号)</b>			
隣接地の状況が図面等で確認でき、内容に相違はないか。		<input type="checkbox"/>	
採取場の区域の土地の同意書・契約書等は添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
契約期間、同意期間は適正か。		<input type="checkbox"/>	
その土地に関して第三者に抵抗する権利を有する者の同意が得られているか。		<input type="checkbox"/>	
地元公共団体等との協議書、協定書が必要な場合に、添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>関係法令調書(要綱様式第9号)</b>			
関係法令の適合の有無は正しいか。		<input type="checkbox"/>	
関係法令の処分を受けたことを示す書面、又は申請書の写しが添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>砂利採取施工計画(規則様式第4号)</b>			
それぞれの工程ごとの工期が記載され、その期間が合理的に必要な期間であるか。		<input type="checkbox"/>	
掘削勾配(地下水位の上下とも)が記載され、図面等と整合が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
確保すべき保安距離が記載され、掘削作業計画と整合が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>規則様式第4号の添付書類</b>			
計画見取図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
計画平面図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
標準断面図に採取計画を記載したものが添付されているか。		<input type="checkbox"/>	
プラント工程図が添付され、適正な工程となっているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>掘削作業計画(規則様式第5号)</b>			
砂利の採取区域の区分は適正か。		<input type="checkbox"/>	
砂利の賦存の状況の確認が行われているか。		<input type="checkbox"/>	
採取する数量は認可申請期間内に採取可能な数量であり、かつ機械設備等から判断し妥当なものであるか。		<input type="checkbox"/>	
砂利の数量は土工計算書と一致しているか。		<input type="checkbox"/>	
進入防止措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
除去した表土の処理が記載され、適正な処理がなされているか。隣接地を浸食する恐れがある場合は対策が講じられているか。		<input type="checkbox"/>	
採取した砂利の管理形態、管理期間、管理環境が記載され、防災上措置が必要な場合に措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
砂利採取を行う土地の利用状況が記載され、現状と整合が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
掘削をする深さは基準値以内のものであるか。	深さ	> 基準値	<input type="checkbox"/>
小段を設置する場合は設置する小段の幅、小段の高さは基準値を満たしているか。	小段幅	> 基準値	<input type="checkbox"/>
	小段高	> 基準値	<input type="checkbox"/>
地下水位はあるか。	有	・ 無	<input type="checkbox"/>
掘削用機械が記載され、採取量からみて適当な設備であるか。		<input type="checkbox"/>	
砂利の種類は適切か。		<input type="checkbox"/>	
砂利の種類に応じた掘削勾配となっているか。(基準値以内か)	勾配	> 基準値	<input type="checkbox"/>
掘削勾配の確認のための設備が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
隣接地の利用状況が図面等と一致し、利用状況に応じた保安距離が確保されているか。	保安距離	> 基準値	<input type="checkbox"/>
飛砂等の防止措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
作業時間が記載され、適切な時間での使用であるか。(早朝、深夜の使用となっていないか。)		<input type="checkbox"/>	
洗車場は設置するか。		<input type="checkbox"/>	
設置しない場合はそれに代わる措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
公道等を汚損した場合の措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>	
業務主任者の管理監督計画が記載され、適切な監督が行われているか。		<input type="checkbox"/>	
<b>規則様式第6号の添付書類</b>			
砂利の賦存の状況を示す資料が添付されているか。		<input type="checkbox"/>	

進入防止施設、飛砂防止施設を設置する場合、その構造物の構造図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
掘削・埋戻しの土量計算書が添付されているか。(種類ごとのもの)		<input type="checkbox"/>
隣接地の利用状況及び採石場と隣接地との関係が分かる図面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
管理・監督を行う業務管理者の試験合格証が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
組織系統図が添付され、適切な組織体制又は緊急時の連絡系統が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
汚濁水等処理計画(規則様式第6号)		
砂利採取が段階をおって行われる場合は、段階毎の排水計画が策定されているか。		<input type="checkbox"/>
採取場に設ける水路が、各水路毎に必要な項目が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
各水路毎に、流下能力は想定流出量を満足できるものであるか。	流下能力 > 流出量	<input type="checkbox"/>
採取場に設ける沈砂池が、各沈砂池毎に必要な項目が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
各沈砂池毎に、処理能力は対象流入量を満足しているか。	処理能力 > 流入量	<input type="checkbox"/>
放流先の水路等が記載され、放流先の水路が用水路等である場合は、水路管理者の同意が得られているか。		<input type="checkbox"/>
放流先の水路等の開発前後の流出量が記載され、許容流量以下のものであるか。		<input type="checkbox"/>
開発後において、許容流量以上の流出量が想定される場合、対策が講じられているか。	流出量 < 許容流量	<input type="checkbox"/>
沈砂池等にたい積したヘドロの堆積場所、乾燥の方法、堆積後の処理方法が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
付近で地下水を利用している者がある場合に、地下水脈を切断しないための把握、対応策及び井戸への流入を防ぐ措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>
規則様式第8号の添付書類		
排水系統図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
水理計算書が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
水路、沈砂池等の排水施設の構造図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
沈砂池等にたい積したヘドロの堆積場所を示す図面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
排水先の水路が用水路等である場合、その管理者の同意書が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
採取地整備計画(規則様式第7号)		
埋戻し土砂の種類、数量等が記載され埋戻しに必要な土砂が確保されているか。		<input type="checkbox"/>
表土を別に埋戻す場合は、表土用の土砂等が確保されているか。		<input type="checkbox"/>
埋戻し土砂が産業廃棄物でないことの確認を受けているか。		<input type="checkbox"/>
埋戻しに必要な土砂の数量は適正か。		<input type="checkbox"/>
埋戻し土砂の確保先が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
埋戻し工程が記載され、適切な工程となっているか。		<input type="checkbox"/>
当該申請以外に既に採取を行っている採取場があるか。	有・無	<input type="checkbox"/>
埋戻し履行確保のための保証を受けているか。		<input type="checkbox"/>
当該砂利採取場は農地であるか。		<input type="checkbox"/>
農地である場合、作付状況、漏洩発生状況、排水確保の措置が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
表土、地下水位上下部及び透水路の埋戻しに使用する土砂の種類が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
規則様式第7号の添付書類		
埋戻し土砂の確保先との契約書等により埋戻し土砂が確保されていることが確認できるか。		<input type="checkbox"/>
埋戻し土砂が産業廃棄物でないことの確認を受けた書面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
埋戻し履行確保のための保証書が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
保証機関は規則で定められたものであるか。		<input type="checkbox"/>
保証期間は適正であるか。		<input type="checkbox"/>
保証内容は適正であるか。		<input type="checkbox"/>
埋戻しに係る計画縦横断面図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
砂利運搬計画(規則様式第8号)		
搬出主体が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
運搬に用いる車両は適切か。		<input type="checkbox"/>
1日当たりの平均台数は適切か。過大でなく近隣に迷惑とならない台数か。		<input type="checkbox"/>
搬出経路が記載され、図面で確認できるか。		<input type="checkbox"/>
水切りの措置が図られているか。		<input type="checkbox"/>
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項が記載されているか。		<input type="checkbox"/>
規則様式第8号の添付書類		
私道等を利用する場合、その道路の管理者の同意書が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
水切り施設等の設置場所がわかる図面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
国道、又は県道に至るまでの搬出経路が分かる図面が添付されているか。		<input type="checkbox"/>
洗車場を設置する場合、その構造図が添付されているか。		<input type="checkbox"/>

2. 指導・処分状況

- (1) 条例による指導の有無 有・無  
有の場合は内容:
- (2) 法による処分の有無 有・無  
有の場合は内容:
- (3) 改善措置等の実施状況 完了・実施中・未実施  
実施中の場合は完了予定時期、未実施の場合はその理由:
- (4) 認可の基準に該当する事項の有無 有・無  
有の場合は内容:

3. その他

備考 補正をさせた場合には、補正の内容、指示年月日、再提出年月日等を記録し、審査表に添付すること。なお、補正の指示は文書で行うこと。

# 砂利採取計画認可申請書チェックリスト

砂利採取場の所在地 \_\_\_\_\_

砂利の種類 \_\_\_\_\_ 採取場の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 採取数量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

認可期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (認可の日から 年)

## 1. 申請書、添付書類の内容

内容	参照項	備考
<b>採取計画認可申請書(規則様式第1号)</b>		
37,000円分の4連符式納付書の納付済証が貼付されているか。	<input type="checkbox"/>	
申請者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、登録年月日及び登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の所在地が記載され、図面等により確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の面積が記載され、面積計算書等と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の区域に河川、道路等の敷地は含まれていないか。	<input type="checkbox"/>	
その土地で他に砂利採取業を行っている者がいないか。	<input type="checkbox"/>	
掘削区域の面積が記載され、面積計算書等と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
境界明示の方法が記載され、明示の方法が規則で定められたものであるか。	<input type="checkbox"/>	
採取をする砂利の種類及び数量が記載され、適正であるか。(数量にあっては採取期間内に採取するに妥当な数量であるか。)	<input type="checkbox"/>	
採取の期間が記載され、適正であるか。(規則で定められたものであるか。)	<input type="checkbox"/>	
掘削勾配を確保するための設備が記載され、適切な方法であるか。	<input type="checkbox"/>	
<b>規則様式第1号の添付書類</b>		
砂利採取業者登録証の写しが添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>土地関係調書(要綱様式第8号)</b>		
砂利採取場の区域に含まれる土地がすべて記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の区域に含まれる土地について、地目、所有者等が登記事項証明書と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
隣接地の状況が図面等で確認でき、内容に相違はないか。	<input type="checkbox"/>	
同意・所有・契約の関係に相違はないか。	<input type="checkbox"/>	
実測面積は、面積計算書と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の区域の土地の登記事項証明書がすべて添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取場の区域に隣接する土地の登記事項要約書が全て添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
採取場の区域の土地の同意書・契約書等は添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
契約期間、同意期間は適正か。	<input type="checkbox"/>	
採石場の区域のすべての土地について同意が得られているか。	<input type="checkbox"/>	
採石場の区域に隣接する土地の所有者の同意が得られているか。	<input type="checkbox"/>	
その土地に関して第三者に抵抗する権利を有する者の同意が得られているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>関係法令調書(要綱様式第9号)</b>		
関係法令の適合の有無は正しいか。	<input type="checkbox"/>	
自然公園法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
農地法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
急傾斜地法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
地すべり防止法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
砂防指定地管理条例 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
公有水面埋立法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
森林法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
河川法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
国有財産法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
大気汚染防止法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
水質汚濁防止法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
騒音規制法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
廃掃法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
鳥取県景観形成条例 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
道路法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
国有財産法 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
鳥取県開発事業指導要綱 許可・申請年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
関係法令の処分を受けたことを示す書面、又は申請書の写しが添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
地元公共団体等との協議書、協定書が必要な場合に、添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
位置図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
見取図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
実測平面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
実測平面図に採取計画を記載した図面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
標準断面図に採取計画を記載したものが添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
計画横断面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
計画縦断面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

計画縦断面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
大量図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
公園が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
現況写真が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>砂利採取施工計画(規則様式第4号)</b>		
それぞれの工程ごとの工期が記載され、その期間が合理的に必要な期間であるか。	<input type="checkbox"/>	
それぞれの工程ごとに使用する機械が記載され、機械配置が妥当なものであるか。	<input type="checkbox"/>	
それぞれの工程ごとに使用する施設等が記載され、それらが適正なものであるか。	<input type="checkbox"/>	
表土除去、掘削に係る面積及び数量が記載されており、それぞれの計算書と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
掘削勾配(地下水水位の上下とも)が記載され、図面等と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
掘削勾配は基準値を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	
確保すべき保安距離が記載され、掘削作業計画と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
保安距離は隣接土地の利用状況に応じた基準値を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>規則様式第4号の添付書類</b>		
計画見取図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
計画平面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
プラント工程図が添付され、適正な工程となっているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>掘削作業計画(規則様式第5号)</b>		
砂利の採取区域の区分は適正か。	<input type="checkbox"/>	
砂利の賦存の状況は適正か。	<input type="checkbox"/>	
砂利の賦存の状況の確認が行われているか。	<input type="checkbox"/>	
採取する数量は認可申請期間内に採取可能な数量であり、かつ機械設備等から判断し妥当なものであるか。	<input type="checkbox"/>	
砂利の数量は土工計算書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
農地法の適用を受けるものであるか。	<input type="checkbox"/>	要・不要
進入防止措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
除去した表土の処理が記載され、適正な処理がなされているか。隣接地を浸食する恐れがある場合は対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>	
採取した砂利の管理形態、管理期間、管理環境が記載され、防災上措置が必要な場合に措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利採取を行う土地の利用状況が記載され、現状と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
掘削をする深さは基準値以内のものであるか。	<input type="checkbox"/>	
小段を設置する場合は設置する小段の幅、小段の高さは基準値を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	
地下水位はあるか。	<input type="checkbox"/>	有・無
有の場合は地下水位の高さが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
掘削用機械が記載され、採取量からみて妥当な設備であるか。	<input type="checkbox"/>	
砂利の種類は適切か。	<input type="checkbox"/>	
砂利の種類に応じた掘削勾配となっているか。(基準値以内か)	<input type="checkbox"/>	
掘削勾配の確認のための設備が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
設置する小段の幅、小段の高さは適切か。	<input type="checkbox"/>	
排水ポンプは設置するか。	<input type="checkbox"/>	有・無
掘削時の形状は記載され、形状に応じた対応が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
隣接地の利用状況が図面等と一致し、利用状況に応じた保安距離が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	
飛砂等の防止措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
設置時期は適当な時期であるか。	<input type="checkbox"/>	
作業時間が記載され、適切な時間での使用であるか。(早朝、深夜の使用となっていないか。)	<input type="checkbox"/>	
使用する機械に騒音防止措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
洗車場は設置するか。	<input type="checkbox"/>	有・無
設置しない場合はそれに代わる措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
公道等を汚損した場合の措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
業務主任者の管理監督計画が記載され、適切な監督が行われているか。	<input type="checkbox"/>	
緊急時に連絡が取れる体制となっているか。	<input type="checkbox"/>	
監督時間は適切であるか。	<input type="checkbox"/>	
<b>規則様式第6号の添付書類</b>		
管理・監督を行う業務管理者の試験合格証等の写しが添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利の賦存の状況を示す資料が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利の種類・賦存の状況等が確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
進入防止施設、飛砂防止施設を設置する場合、その構造物の構造図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
掘削・埋戻の土量計算書が添付されているか。(種類ごとのもの)	<input type="checkbox"/>	
断面毎の数量が図面と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
計算結果が、様式に記載されたものと一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
隣接地の利用状況及び採石場と隣接地との関係が分かる図面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
隣接地の利用状況に応じた保安距離が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	
災害発生時の連絡系統図が添付され、適切な組織体制又は緊急時の連絡系統が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>汚濁水等処理計画(規則様式第6号)</b>		
砂利採取が段階をおって行われる場合は、段階毎の排水計画が策定されているか。	<input type="checkbox"/>	
汚濁水発生見込量が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

採取場内、放流先水路等における降雨量が記載要領に従った降雨量となっているか。	<input type="checkbox"/>	
集水面積が、図面等で確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
採取場に設ける水路が、各水路毎に必要な項目が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
規格、集水面積、流出量等が水理計算書、構造図等で確認でき、整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
各水路毎に、流下能力は想定流出量を満足できるものであるか。	<input type="checkbox"/>	
採取場に設ける沈砂池が、各沈砂池毎に必要な項目が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
規格、面積、貯水量等が水理計算書、構造図等で確認でき、整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
各沈砂池毎に、処理能力は対象流入量を満足しているか。	<input type="checkbox"/>	
採取場に設ける沈殿池が、各沈殿池毎に必要な項目が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
規格、面積、貯水量等が水理計算書、構造図等で確認でき、整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
各沈殿池毎に、処理能力は対象流入量を満足しているか。	<input type="checkbox"/>	
貯留施設への流水経路が記載され、図面等から確認でき、また図面等と整合が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
凝集剤を使用する場合は、使用する薬品及び投入量が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
使用する薬品、投入量は適切か。	<input type="checkbox"/>	
外部への放流方法は適切か。	<input type="checkbox"/>	
汚濁水処理装置の措置等の内容が記載され、処理能力は適切か。	<input type="checkbox"/>	
放流先の水路等が記載され、放流先の水路が用水路等である場合は、水路管理者の同意が得られているか。	<input type="checkbox"/>	
放流先の水路等の開発前後の流出量が記載され、許容流量以下のものであるか。	<input type="checkbox"/>	
開発後において、許容流量以上の流出量が想定される場合、対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>	
沈砂池等にたい積したヘドロの堆積場所、乾燥の方法、堆積後の処理方法が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
付近で地下水を利用している者がある場合に、地下水脈を切断しないための把握、対応策及び井戸への流入を防ぐ措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
規則様式第8号の添付書類		
排水系統図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
水理計算書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
水理計算は記載要領に従った方法により算定されているか。	<input type="checkbox"/>	
水理計算の結果、採取場の水路の流下能力は流出量に対して安全であるか。	<input type="checkbox"/>	
水理計算の結果、放流先の水路の流下能力は流出量に対して安全であるか。	<input type="checkbox"/>	
水理計算の結果、沈砂池・沈殿池等は処理量に対して十分な能力のものであるか。	<input type="checkbox"/>	
水路、沈砂池等の排水施設の構造図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
沈砂池等にたい積したヘドロの堆積場所を示す図面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
排水先の水路が用水路等である場合、その管理者の同意書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
採取跡地整備計画(規則様式第7号)		
埋戻し土砂の種類、数量等が記載され埋戻しに必要な土砂が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	
表土を別に埋戻す場合は、表土用の土砂等が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し土砂が産業廃棄物でないことの確認を受けているか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻しに必要な土砂の数量は適正か。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し土砂の確保先は記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
運搬経路は記載され、図面等で確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し工程が記載され、適切な工程となっているか。	<input type="checkbox"/>	
当該申請以外に既に採取を行っている採取場があるか。	<input type="checkbox"/>	有・無
有の場合、認可番号、認可期間、所在地、埋戻しの履行状況が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し履行確保のための保証を受けているか。	<input type="checkbox"/>	
保証機関は認められた機関のものであるか。	<input type="checkbox"/>	
保証期間が記載され、内容が確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
保証内容が記載され、内容が確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
当該砂利採取場は農地であるか。	<input type="checkbox"/>	
農地である場合、作付状況、湿害発生状況、排水確保の措置が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
表土、地下水位上下部及び透水路の埋戻しに使用する土砂の種類が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
規則様式第7号の添付書類		
埋戻し土砂の確保先との契約書等により埋戻し土砂が確保されていることが確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し土砂が産業廃棄物でないことの確認を受けた書面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻し履行確保のための保証書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
保証機関は規則で定められたものであるか。	<input type="checkbox"/>	
保証期間は適正であるか。	<input type="checkbox"/>	
保証内容は適正であるか。	<input type="checkbox"/>	
埋戻しに係る計画横断面図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利運搬計画(規則様式第8号)		
搬出主体が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
運搬に用いる車両は適切か。	<input type="checkbox"/>	
1日当たりの平均台数は適切か。過大でなく近隣に迷惑とならない台数か。	<input type="checkbox"/>	
搬出経路が記載され、図面で確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
水切りの措置が図られているか。	<input type="checkbox"/>	
水切りの施設の規模が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
砂利を搬出する車両の配慮すべき事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
規則様式第8号の添付書類		
私道等を利用する場合、その道路の管理者の同意書が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
水切り施設等の設置場所がわかる図面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

国道、又は県道に至るまでの搬出経路が分かる図面が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>
洗車場を設置する場合、その構造図が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
記載要領に従った事項が記載されているか。	<input type="checkbox"/>